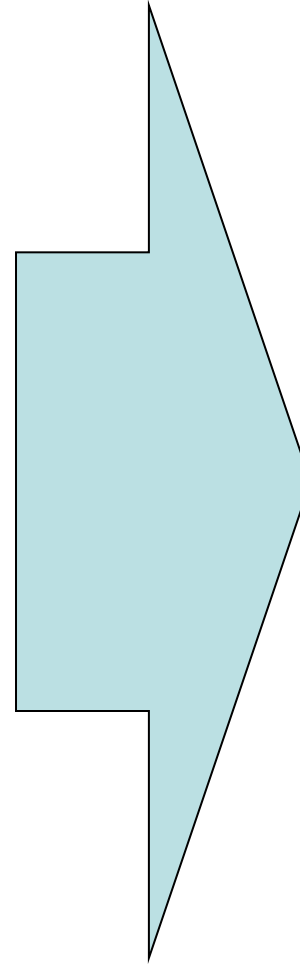


狩猟による捕獲



狩猟による捕獲

- ① 狩猟免許を取得して、
- ② 狩猟を行う県に登録し、
- ③ 狩猟期間内に、
- ④ 狩猟が認められる地域で、
- ⑤ 認められる猟法で、
- ⑥ 認められる鳥獣を捕獲する！



狩
猟

3年毎に
免許更新

①狩猟免許

①狩猟免許を取得して、

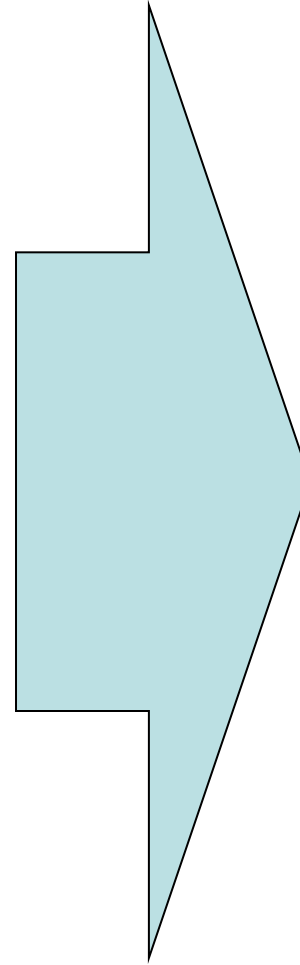
②狩猟を行う県に登録し、

③狩猟期間内に、

④狩猟が認められる地域で、

⑤認められる猟法で、

⑥認められる鳥獣を捕獲する！



狩
猟

3年毎に
免許更新

狩猟免許

狩猟免許の種類（平成19年4月の法改正より）

法39条

- 網猟免許：網（むそう網、はり網、つき網、なげ網）
- わな猟免許：わな（くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな）
- 第一種銃猟免許：銃器（装薬銃（ライフル銃・散弾銃）、空気銃）
- 第二種銃猟免許：空気銃

狩猟免許を受けることができない者

法47条
法40条

- 網猟及びわな猟免許を受ける場合...18歳に満たない者

第一種銃猟及び第二種銃猟を受ける場合...20歳に満たない者

- 精神障害、統合失調症、そううつ病、てんかんなどにかかっている者
- 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 医師の診断書必要
(精神科以外でも可)
- 自分の行為の是非を判断して行動する能力が欠如又は著しく低い者
- 鳥獣保護管理法に違反し罰金以上の刑に処せられ、執行後3年が経過していない者
- 狩猟免許を取り消された日から3年が経過していない者

狩猟免許

免許の有効期間等

有効範囲

住所のある県の知事が発行 有効範囲は全国一円

法39条
法51条
法52条
法46条

有効期間

合格当初は約3年間、更新された免許の有効期間は3年間
県知事の行う講習を受け、適性試験に合格すれば更新できる。

取り消し等

鳥獣保護管理法に違反したり適性が無くなった場合は、その程度に応じて取り消しや、効力が停止される。

住所変更等

住所や名前の変更があった場合は、**速やかに知事へ届出**。
他府県への住所変更時は変更先の知事へ速やかに届出。

狩猟免許

免許取得に必要な経費

初めて(新たに)免許試験を受験する場合

1種類につき5,200円

新たに「わな猟免許」を受験→5,200円

新たに「わな猟免許」と「第1種銃猟免許」を受験→10,400円

+ 医師の診断書費用 (銃の所持許可証の写しでも可)

所持している狩猟免許と異なる種類の免許を受験する場合

1種類につき3,900円

追加で1種類の免許を受験→3,900円

追加で2種類の免許を受験→7,800円

+ 医師の診断書費用 (銃の所持許可証の写しでも可)

②狩猟者登録

①狩猟免許を取得して、

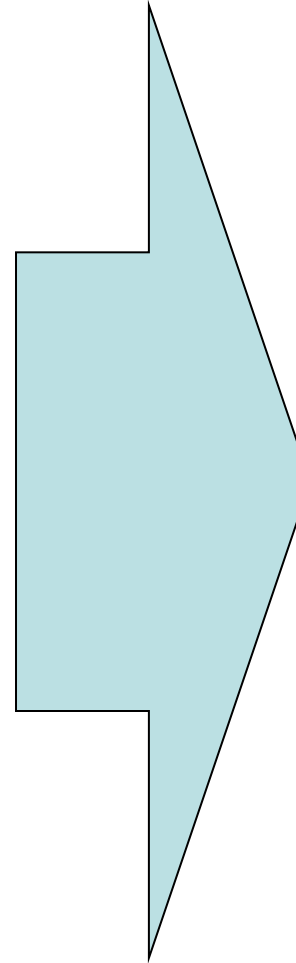
②狩猟を行う県に登録し、

③狩猟期間内に、

④狩猟が認められる地域で、

⑤認められる猟法で、

⑥認められる鳥獣を捕獲する！



狩
猟

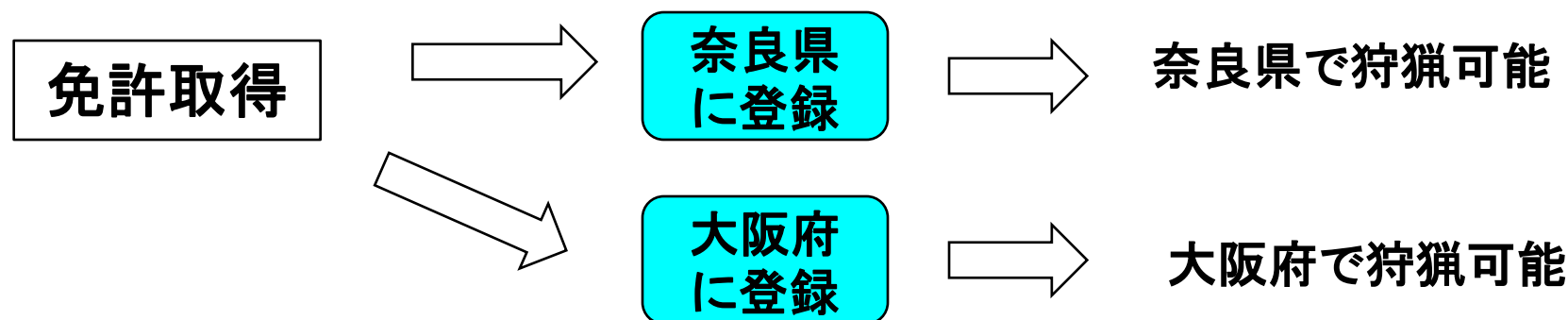
3年毎に
免許更新

狩猟者登録制度

法55条

狩猟免許を持っているだけでは、狩猟はできない。

狩猟をしたい都道府県の知事に狩猟者登録する必要がある。



登録を行った都道府県以外では狩猟できない

県境付近で狩猟をする場合は特に注意！

うっかり県境を越えた場合は、違反になる。

またその状態で事故を発生させてしまった場合、保険が支払われないこともある。

→ 両方の県で狩猟者登録をしておくのがベター。

狩猟者登録制度

登録の種類

法39条

登録できる内容は狩猟免許の種類によって異なる。

- 網猟免許(網) → **網猟登録**
- わな猟免許(わな) → **わな猟登録**
- 第一種銃猟免許:(装薬銃+空気銃)
→ **第一種銃猟登録、第二種銃猟登録**
- 第二種銃猟免許:(空気銃)
→ **第二種銃猟登録**

登録の期間

法55条
法2条9項
法11条2項

10月15日から翌年4月15日 (鳥獣保護管理法施行規則の規定による)

猟期とは期間が異なります！(猟期:11月15日から2月15日)

*シカ、イノシシは3月15日まで

狩猟者登録制度

登録資格

法58条
規則67条

- ・有効な狩猟免許を持っていること。
- ・3千万円以上の損害賠償保険
(大日本猟友会の共済(県猟友会へ入会必要)、民間保険会社のハンター保険、施設賠償責任保険等)に加入していること等。

無登録狩猟や自身の登録証を他人に貸したり、また他人の登録証を借りたりすることは、重大な違反になる。

法84条1項

狩猟者登録制度

登録証の携帯等（県から登録証を発行します）

法62条

- ・狩猟時は**狩猟者登録証**を携帯し、**狩猟者記章**を着用

（免許の携帯は不要）

- ・網やわなには住所、氏名、知事名、登録年度、登録番号を1cm以上の文字で記入した**標識**をつける
- ・登録証は公務員、警官、鳥獣保護管理員、土地所有者に求められたら提示

（免許は通常紛失防止のため県猟友会が預かっている）

住所変更等

法61条
規則65条

住所や名前の変更があった場合、亡失した場合は遅滞なく知事へ届出。

狩猟者登録制度

登録証と記章

法60条
規則65条5項

登録証

21 第一種銃猟 狩猟者登録証	
第 号 平成21年10月26日	写 真
奈良県知事 荒井正吾	押出スタンプ
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
備 考	

21 わな猟 狩猟者登録証	
第 号 平成21年10月26日	写 真
奈良県知事 荒井正吾	押出スタンプ
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
備 考	

記章



狩猟者登録制度

猟具に敷設する標識(狩猟時)

法62条3項
規則70条

登録 番号	123456	登録 年度	平成30年度
氏名	奈良 太郎		
住所	奈良市登大路町30番地		
電話 番号	0742-27-7480	登録 知事	奈良県知事

材質: 金属またはプラスチック

1文字の大きさ: 縦横1cm以上

狩猟者登録制度

登録証の返還等(捕獲報告)

- ・登録の有効期間終了後30日以内に知事に返納

法65条
規則65条11項

→できるだけ早く返納して下さい！

法66条
規則65条13項

- ・返納時に捕獲した全ての鳥獣の種類、場所、捕獲数を報告。

この他、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシに関する調査にもご協力をお願いします。

登録証とともに報告書等を返納してください

登録の取り消し等

法64条

- ・狩猟免許が取り消し、効力停止された場合は登録抹消
- ・不正な登録、3千万の損害賠償能力が無い場合等も抹消

狩猟者登録制度

登録に必要な経費

- 網猟免許(網)
 - 狩猟税8,200円＋手数料1,800円＝10,000円
- わな猟免許(わな)
 - 狩猟税8,200円＋手数料1,800円＝10,000円
- 第一種銃猟免許:(装薬銃＋空気銃)
 - 狩猟税16,500円＋手数料1,800円＝18,300円
- 第二種銃猟免許:(空気銃)
 - 狩猟税5,500円＋手数料1,800円＝7,300円

わな猟と第1種銃猟を同時に登録すると28,300円必要です。

減免措置が受けられる場合があります。個別にご確認下さい。

＋保険加入費用他

③狩猟期間

①狩猟免許を取得して、

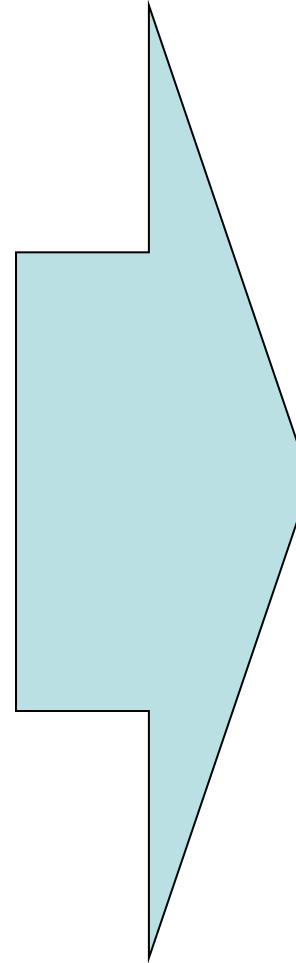
②狩猟を行う県に登録し、

③狩猟期間内に、

④狩猟が認められる地域で、

⑤認められる猟法で、

⑥認められる鳥獣を捕獲する！



狩
猟

3年毎に
免許更新

狩猟期間は登録期間と同じとされているが、実際は環境省の定めにより短縮されている。

実際の狩猟期間は

11月15日から翌年2月15日まで

奈良県では

*** イノシシ・ニホンジカのみ3月15日まで**

狩猟対象鳥獣の保護管理(個体群管理)をおこなうために、狩猟鳥獣の種ごとに、各府県で狩猟期間が延長、短縮されている。

大阪府のイノシシ、ニホンジカ→11月15日から翌年3月15日まで

和歌山県のイノシシ、ニホンジカ→11月1日から翌年3月15日まで

④狩猟が認められる地域

①狩猟免許を取得して、

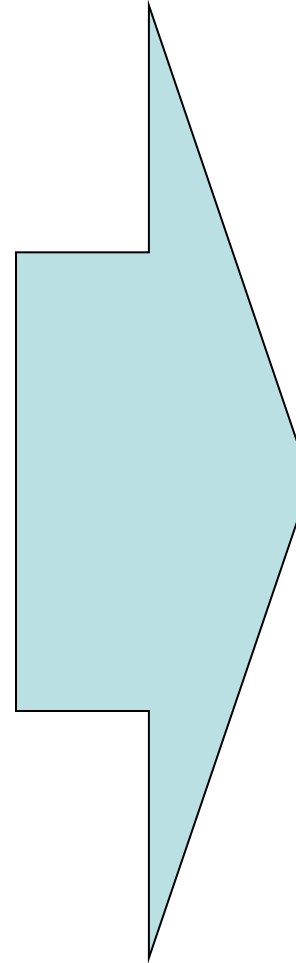
②狩猟を行う県に登録し、

③狩猟期間内に、

④狩猟が認められる地域で、

⑤認められる猟法で、

⑥認められる鳥獣を捕獲する！



狩
猟

3年毎に
免許更新

狩猟禁止の場所

法11条
規則8条

狩猟が禁止されている場所

- 鳥獣保護区
- 休猟区(奈良県にはなし)
- 公道(農道や林道を含む)

注)弾丸が公道の上を通過する場合や、わなにかかった獲物が公道にはみ出す場合なども公道での狩猟と見なされる。

- 区域が明示された都市公園等(人が集まる場所)
- 寺社境内、墓地(神聖さや尊厳を保持すべき場所)
- 自然公園特別保護地区、原生自然環境保全地域

狩猟が認められる地域（認められない地域）

銃猟の禁止

法35条
規則41条の2

- ・特定猟具使用禁止地域（銃）
- ・住居が集合している地域
- ・広場や駅など多数の人が集まる場所
- ・人・飼養動物・建物や電車・自動車や船舶などに弾丸が到達するおそれのある方向

銃猟の時間規制

法38条1項

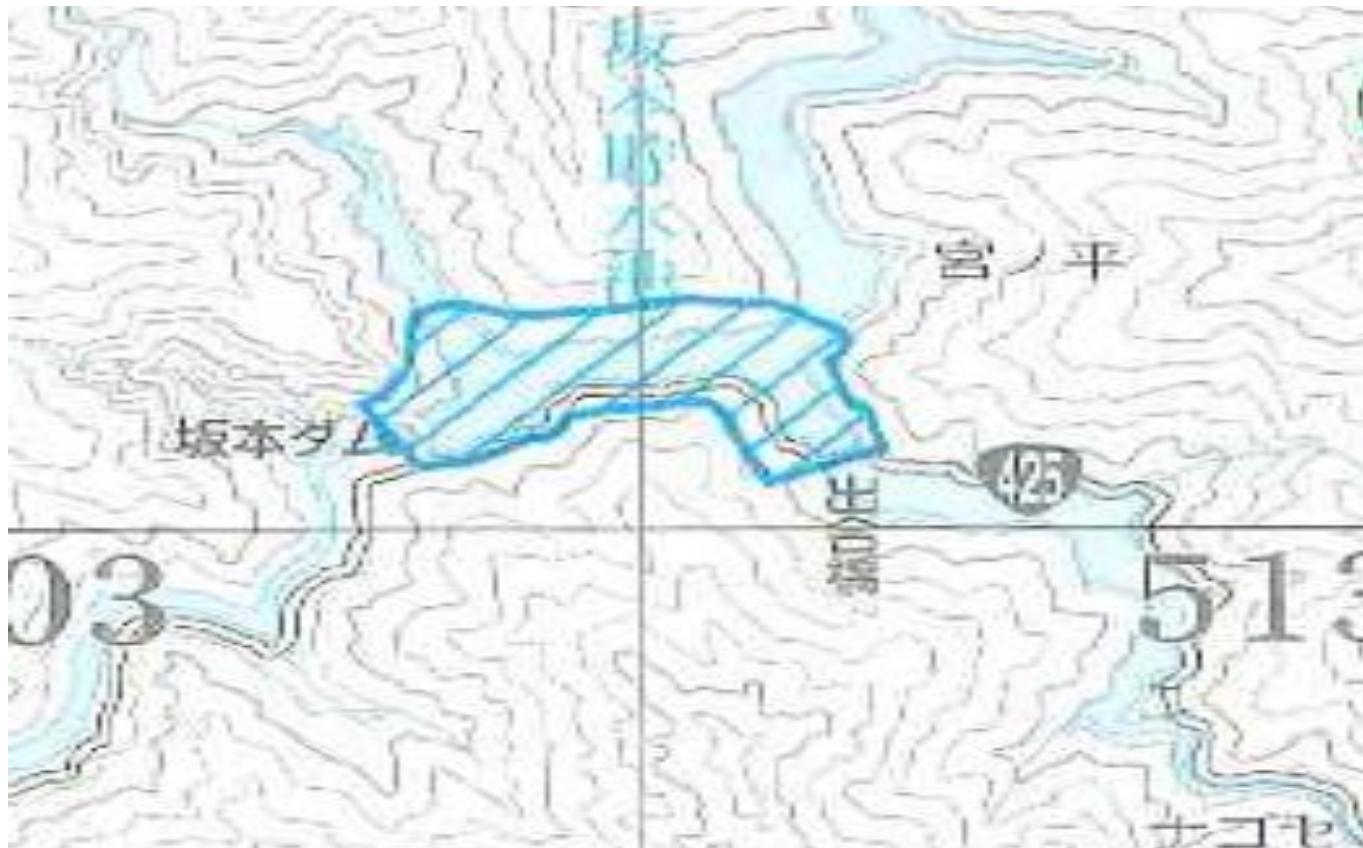
- ・銃猟による危険防止を図るために日没後から日の出前までの銃猟は禁止されている。
- ・実際の明暗でなく、暦による日の入・日の出の時刻
- ・奈良県の奈良市の時刻は狩猟者必携（鳥獣保護区等位置図）の地図面に記載

狩猟が認められる地域（認められない地域）

指定猟法禁止区域

鉛散弾規制地域

法15条1項
法15条4項



奈良県では現在上北山村の坂本ダムのみ指定

土地所有者の承諾等

法17条

垣・さくなどで囲まれた土地、作物のある土地で狩猟や有害鳥獣捕獲をする場合は、土地所有者（占有者）の承諾が必要。

では垣・柵・作物の無い土地では？

鳥獣保護管理法では上記以外で他人の土地での狩猟を規制する規定は無い。が、垣・さく・作物などが無い土地であっても、他人の土地に立ち入って自由に狩猟をする権利が認められているわけではない。

他人の土地で狩猟する場合には、土地所有者とトラブルを起こさないように細心の注意をするよう指導している

狩猟禁止区域等への追い出し猟

法11条
規則8条

鳥獣保護区等から狩猟ができる場所に追い出して狩猟することは違法

狩猟ができる場所から鳥獣保護区等に逃げ込んだ鳥獣を狩猟するのも違法

意図的でなくても、鳥獣保護区のそばで猟をしていて、獲物を追うのに夢中になって逃げ込んだものを捕獲しようとするのも違法

境界ぎりぎりで狩猟するのは避けるようにしてください

⑤認められる猟法

①狩猟免許を取得して、

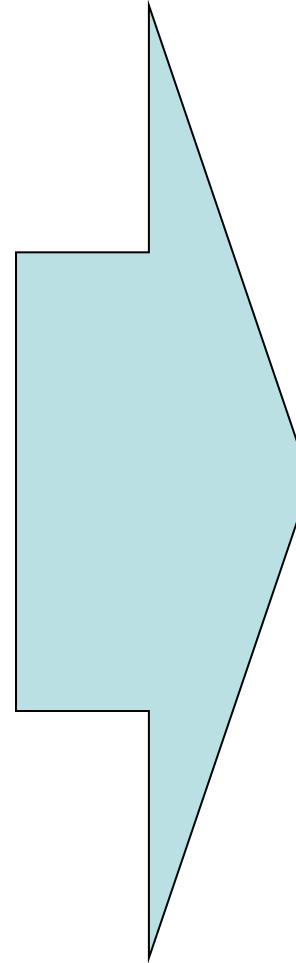
②狩猟を行う県に登録し、

③狩猟期間内に、

④狩猟が認められる地域で、

⑤認められる猟法で、

⑥認められる鳥獣を捕獲する！



狩
猟

3年毎に
免許更新

認められる猟法

禁止事項：使用が禁止されている猟法①

法12条1項・36条・16条
規則10条3項・45条・17条

ノウサギ、ユキウサギ以外を狙った「はり網」の使用

（人が操作することによってはり網を動かして捕獲する場合を除く）

口径の長さが10番または10番より長い銃器の使用

動いている飛行機、自動車からの銃器の使用

認められる猟法

禁止事項：使用が禁止されている猟法②

5ノット以上で航行中のモーターボートからの銃器の使用

3発以上の実包を充てんできる弾倉のある散弾銃の使用

ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカを狙った
口径5.9mm以下のライフル銃の使用。
上記大型獣以外を狙ったライフル銃の使用。
(ライフル銃は5.9mmより大きな口径のものでクマ・イノシシ・
ニホンジカを狙う時のみ使用可能)

認められる猟法

禁止事項：使用が禁止されている猟法③

空気散弾銃の使用

「おし」の使用

「とらばさみ」の使用

鳥類、ヒグマ、ツキノワグマを狙った「わな」の使用
(はこわな・くくりわな他全ての「わな」が禁止)

認められる猟法

禁止事項：使用が禁止されている猟法④

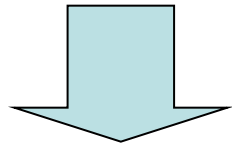
31個以上の「わな」の同時使用

小型獣類を狙った直径12cmを超えるくくりわな、
締め付け防止金具の無いくくりわなの使用
(小型獣類＝ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ以外の獣類)
小型獣類は直径12cm以下で、締め付け防止金具付きのみ使用可能

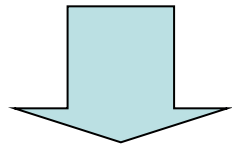
イノシシ、ニホンジカを狙った直径12cmを超えるくくりわな、
締め付け防止金具の無いくくりわな、よりもどしの無いくくりわな、
ワイヤーの直径が4mm未満のくくりわなの使用
(イノシシ、ニホンジカは直径12cm以下、締め付け防止金具付き、
よりもどし付き、4mm以上のワイヤーのみ使用可能)

くくりわなの12cm以下規制の解除

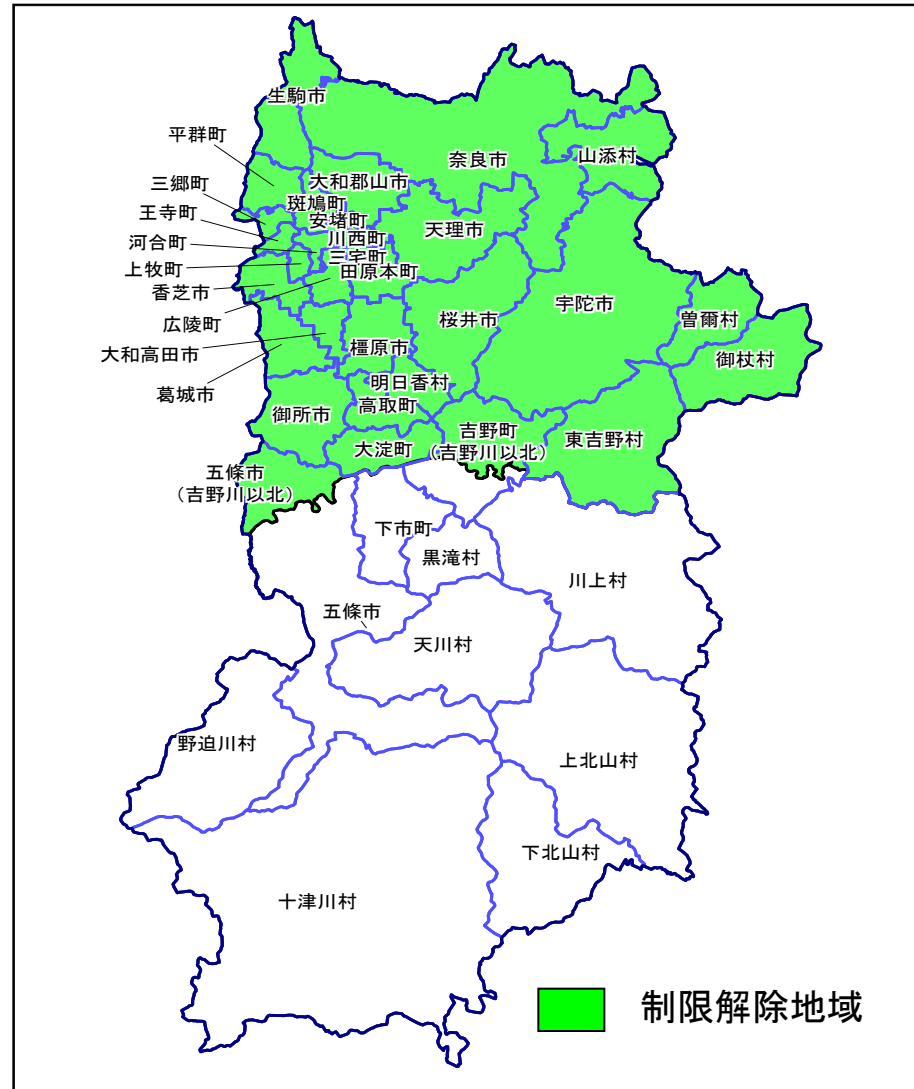
ツキノワグマの錯誤捕獲防止のための12cm以下規制(H19～)



北部地域にはツキノワグマは通常生息していない



平成22年度から北部地域でくくりわなの12cm以下規制を解除



認められる猟法

禁止事項：使用が禁止されている猟法⑤

つりばりの使用

とりもちの使用

矢の使用（吹き矢、クロスボウも規制対象）

猟犬によって噛みつかせることのみでの捕獲、
猟犬を噛みつかせて弱らせて法定猟法以外で捕獲等をする方法

キジ笛の使用

認められる猟法

禁止事項：使用が禁止されている猟法⑥

ヤマドリ、キジを捕獲するためのテープレコーダー等の使用

爆発物、劇薬、毒薬、据銃、落とし穴（陥穽）の使用

イノシシを宙吊りにできるようにくりわななどの人の生命や
身体に重大な危害を及ぼす恐れのあるわな

かすみ網の使用（所持・販売も厳しく制限）

⑥狩猟が認められる鳥獣

①狩猟免許を取得して、

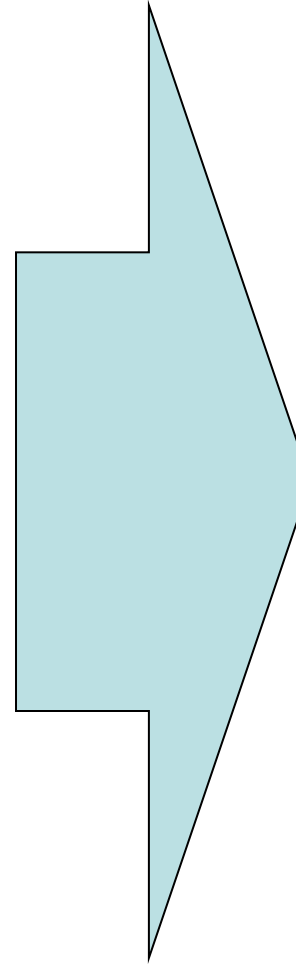
②狩猟を行う県に登録し、

③狩猟期間内に、

④狩猟が認められる地域で、

⑤認められる猟法で、

⑥認められる鳥獣を捕獲する！



狩
猟

3年毎に
免許更新

日本に生息している鳥類約550種・哺乳類約80種

狩猟対象鳥獣

鳥類
28種

哺乳類
20種

鳥 類

スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、キジバトなど 28種類

哺乳類

タヌキ、キツネ、イノシシ(イノブタ含む)、ニホンジカなど 20種類

狩猟鳥獣と間違えやすい非狩猟鳥獣

ニホンザル、イタチ(メス)、ムササビ、ニホンリス、ドバトなど

狩猟対象となっている鳥獣の種類

鳥類

ゴイサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、**ヤマドリ(オスに限る)**、**キジ(オスに限る)**、コジュケイ、バン、ヤマシギ、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワウ 28種類

哺乳類

タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン(ツシマテンを除く)、イタチ(オスに限る)、チョウセンイタチ、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、**ツキノワグマ(奈良県では狩猟禁止)**、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ(天然記念物「奈良のシカ」を除く)、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ 20種類

狩猟対象となっている鳥獣の種類

陸ガモ類



海ガモ類、ゴイサギ、バン、シギ類、カワウ



※各鳥獣の大きさの差は、実際の差を忠実に表したものではありませんので、注意すること。

狩猟対象となっている鳥獣の種類

キジ類、キジバト



エゾライチョウ



ウズラ

※平成24年9月14日まで
全国一円で捕獲禁止。



コジュケイ



ヤマドリ

♂



キジ

♂



キジバト

キジ・ヤマドリのメスは、キジ・ヤマドリの捕獲を目的とした放鳥獣猟区以外では

平成34年9月14日まで捕獲禁止

ヒヨドリ、スズメ類、ムクドリ、カラス類



ニューナイスズメ



ヒヨドリ



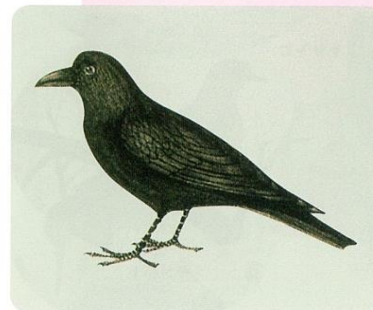
スズメ



ムクドリ



ミヤマガラス



ハシブトガラス



ハシボソガラス

狩猟対象となっている鳥獣の種類

狩猟鳥類と誤認されやすい鳥類(水鳥類)



ヨシゴイ



ササゴイ



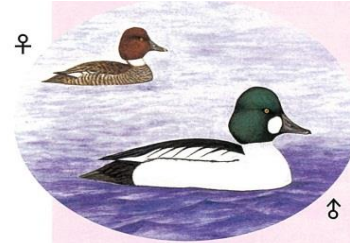
ヒクイナ



オシドリ



トモエガモ



ホオジロガモ



ウミアイサ



マガン



オオバン

狩猟対象となっている鳥獣の種類

狩猟鳥類と誤認されやすい鳥類(陸生鳥類)



アオバト



カワラヒワ



ホオジロ



カシラダカ



モズ



ツグミ



カケス



オナガ

狩猟対象となっている鳥獣の種類

リス類、クマ類、シカ、イノシシ



ノウサギ・ユキウサギ
(一部地域を除き冬毛は純白)



タイワンリス



シマリス



ヌートリア



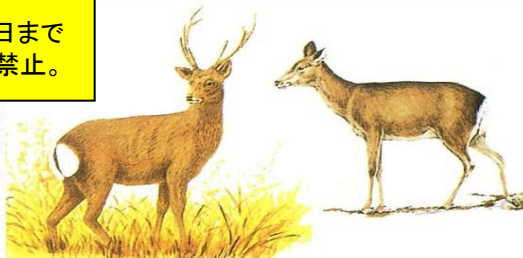
ヒグマ



ツキノワグマ



イノシシ



♂

ニホンジカ

♀

平成34年9月14日まで
奈良県では捕獲禁止。

イヌ科、イタチ科、ハクビシン他



アライグマ



タヌキ



キツネ



テン



イタチ(オス)



ミンク



アナグマ



ハクビシン

注) この他、ノリス、ノネコ、チョウセンイタチ(オス)も狩猟獣類。

狩猟対象となっている鳥獣の種類

狩猟獣類と誤認されやすい哺乳類



ニホンリス



イタチ(メス)



オコジョ



モモンガ



ムササビ



カモシカ



ニホンザル

狩猟対象となっている鳥獣の種類

法12条1～3項
規則10条1～2項

一部の狩猟鳥獣について**1日あたりの捕獲数が制限**

環境大臣による捕獲制限

マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、

→ 合計して1日**5羽**(**網の場合は期間中で200羽まで**)

エゾライチョウ → 1日**2羽** コジュケイ → 1日**5羽**

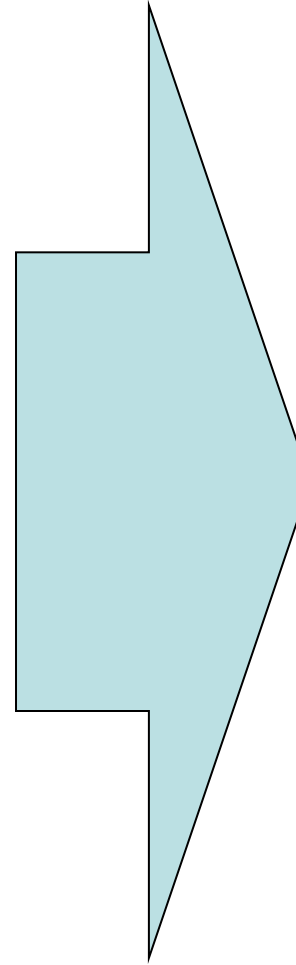
ヤマドリ及びキジ、コウライキジ → 合計して1日**2羽**

バン → 1日**3羽** ヤマシギ及びタシギ → 合計して1日**5羽**

キジバト → 1日**10羽**

免許更新

- ①狩猟免許を取得して、
- ②狩猟を行う県に登録し、
- ③狩猟期間内に、
- ④狩猟が認められる地域で、
- ⑤認められる猟法で、
- ⑥認められる鳥獣を捕獲する！



狩
猟

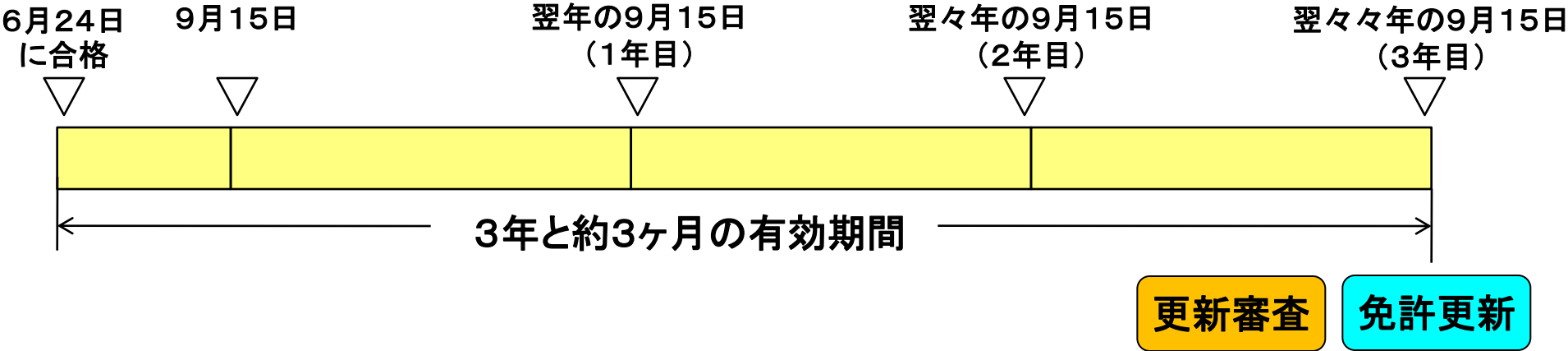
3年毎に
免許更新

免許の更新

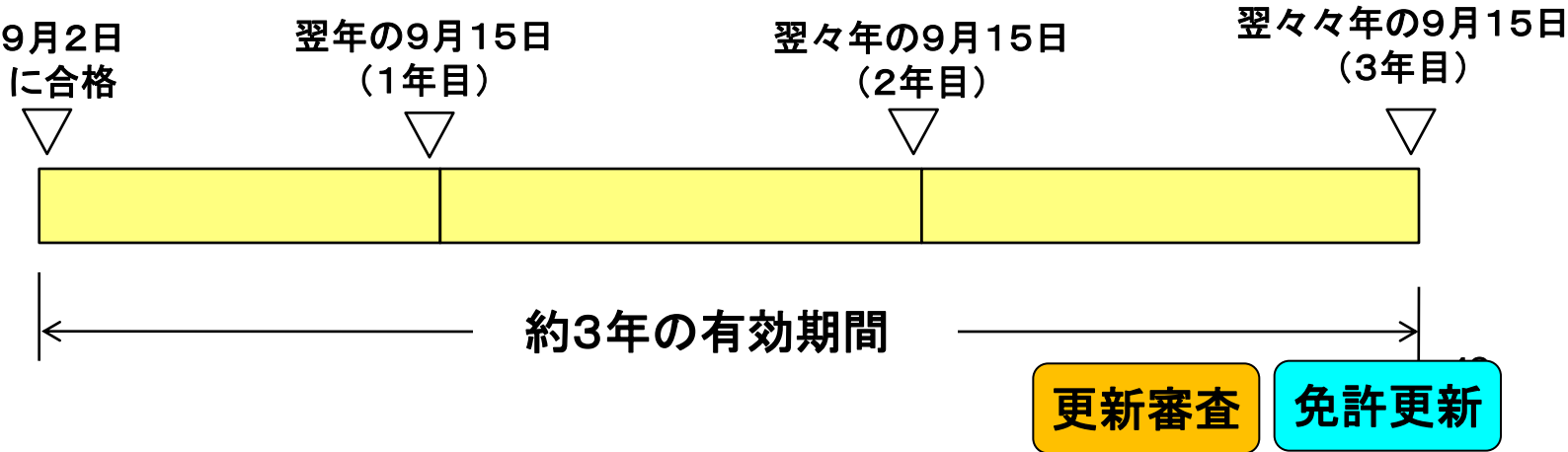
免許の有効期間は初回は約3年間、次回から3年間

法51条

6月24日に受験・合格の場合



9月2日に受験・合格の場合

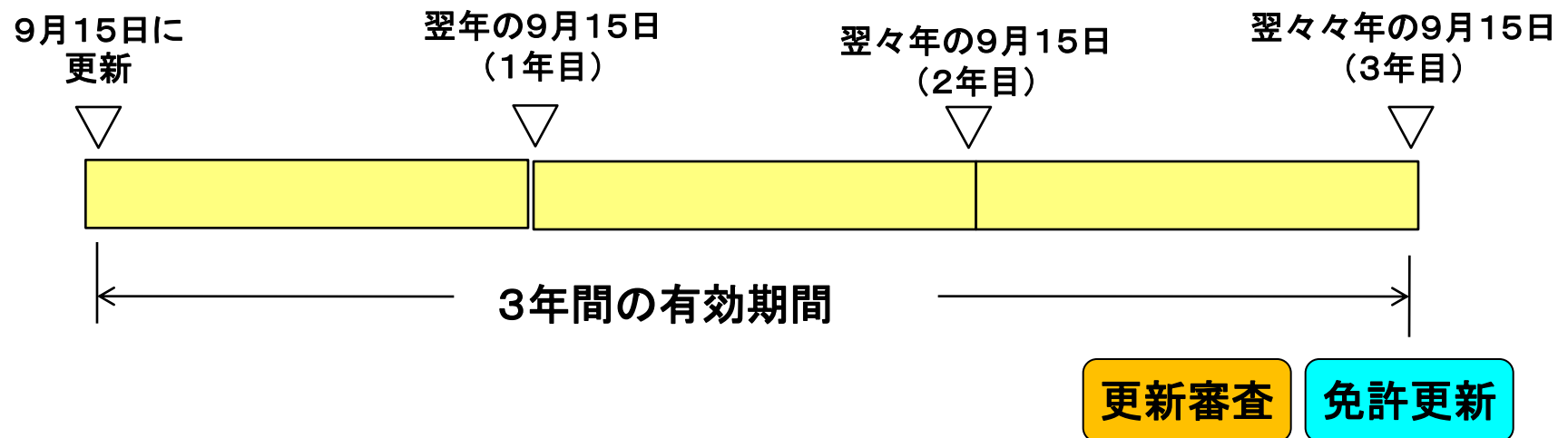


免許の更新

免許の有効期間等（2回目の更新から3年間）

第2回目の更新から

第2回目の更新からは免許の有効期間は3年間



免許更新に必要な経費

1種類につき2,900円、2種類では5,800円

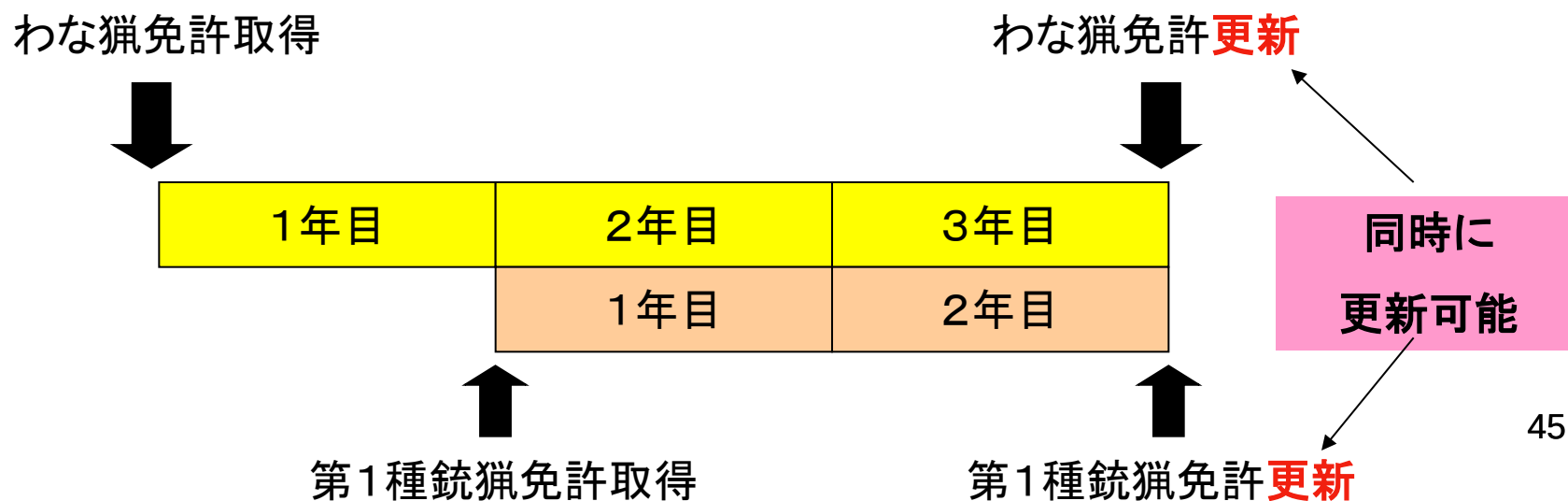
+ 医師の診断書費用（銃の所持許可証の写しでも可）

更新は3年目の9月15日に行い、期間中の途中更新は出来ない。

3年目の9月14日に来る前に更新申請書を知事に提出し、適性検査に合格すると更新できる。

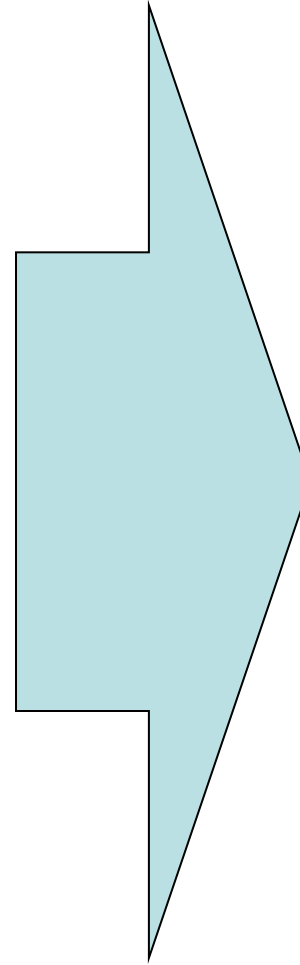
更新しない場合は失効。

(1年目や2年目の更新はできない。ただし、有効期間の満了日の異なる複数の狩猟免許を所持している場合は、一方を短くして同時に更新ができる)。



狩猟による捕獲

- ① 狩猟免許を取得して、
- ② 狩猟を行う県に登録し、
- ③ 狩猟期間内に、
- ④ 狩猟が認められる地域で、
- ⑤ 認められる猟法で、
- ⑥ 認められる鳥獣を捕獲する！



狩
猟

3年毎に
免許更新

狩猟における留意事項



狩猟における留意事項①

農林業への被害防止

防護柵の損傷

近年シカ、カモシカによる林業被害が増加しており、食害を防止する防護柵が設置されている造林地が増加している。この防護柵が散弾で損傷を受ける事例が発生している。

立木の損傷

くくりわなを設置する際にスギ・ヒノキの植林木に釘で打ち付けている事例が発生している。

鳥獣保護管理法違反ではないが、器物破損となるため、上記のような事をしないようにご注意ください。

狩猟における留意事項②

狩猟期間前の餌付け行為

狩猟期間の前の餌付け行為 → 法令違反ではない
が、

作物のある農地付近で餌付けを行い、当該作物に被害が及び、農家から損害賠償請求の訴訟を起こされたら敗訴する可能性が高い

→ 狩猟期間前の餌付けはやめましょう

狩猟における留意事項③

残滓放置の規制

法18条・14条の2
規則19条

捕獲した鳥獣は全量を回収するか、適切な場所に埋設処理することが基本。平成14年度から、適切な処理が困難な場合、生態系に影響を及ぼすおそれが軽微な場合以外は、放置してはならない。

例) 登山道上への放置、生活用水の谷川へ投棄

違反だけでなく、非常に悪い印象を与えるので、絶対に放置しないように。

入林届

狩猟に係る入林届

申請(代表)者 住所

[illegible]

狩猟における留意事項⑤

銃器による止めさしの取扱い

従前は違法と考えられていた。

獲物が箱罟にかかっている状態 → 捕獲が完了 → 箱罟で飼育している状態

→ これに銃器を発射するのは、

銃刀法で認められている ①標的射撃、②有害鳥獣駆除、③狩猟

のいずれにも該当しないのでは？

近年は以下の状況は捕獲が完了していないと整理されている。

くくりわな、箱罟のように鳥獣の動きを確実に固定できない構造のわなに、イノシシ、ニホンジカ等のどう猛かつ大型の獲物がかかっている状態

→ 捕獲は完了していない

* 次項の要件を満たせば銃器による止めさしは認められる(推奨している)

狩猟における留意事項⑤

銃器による止めさしが認められる要件

一定要件のもとであれば認められる（通常の捕獲行為として認められる）

- ① 狩猟捕獲において、くりわなのように獣の動きを確実に固定できない構造のわなに獣がかかった場合。
- ② わなにかかった獣が、イノシシ、ニホンジカ等のようにどう猛かつ大型であること。
- ③ わなを仕掛けた狩猟者等の同意に基づき行われること。
（同意を得ずに、他人のわなにかかった獣を撃つのは違法な行為）
- ④ 銃器の使用に当たっての安全性が確保されているものであること。
（跳弾による事故等が発生する可能性があるので、安全確保には細心の注意を払う必要がある）
- ⑤ 第一種銃猟登録等をおこなっている者が実施すること。
- ⑥ 特定猟具使用禁止区域（銃）（旧称：銃猟禁止区域）ではないところ。

狩猟における留意事項⑥

アライグマ、ヌートリアを捕獲したとき

- ・他法令により移動や放すことが禁じられている。

外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）



その場で殺処分すること

人と動物の共通感染症

- ・ ウイルス、細菌、クラミジア、真菌（カビ）、寄生虫 など
- ・ 接触機会が多いので注意してください

狩猟における留意事項⑦

捕獲等の定義

- ・実際に鳥獣を射止めたり、手に入れたりする以外に、次のような場合がある。
 - 半矢の状態（負傷させた状態）、捕獲行為の中で卵を損傷させた場合
 - 実際に鳥獣を手に入れなくとも、捕獲の方法を行い、捕獲しうる可能性を生じた場合
 - 追い払いの発砲等で、鳥獣に殺傷または卵を損傷させる危険性が発生した場合

許可による捕獲



法律で認められる鳥獣の捕獲

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により、鳥・獣、鳥の卵は捕獲してはいけない。(大原則)

法8条
法9条・規則5条

○獲ってよいのは？

狩猟による
捕獲

許可による
捕獲

上記の場合のみ捕獲が認められる

* ネズミ類、モグラ類については、農林業の被害防除にやむを得ないと認められる場合は手続き無しで捕獲可

許可による鳥獣の捕獲

許可される捕獲目的

法8条
法9条・規則5条

1. 学術研究
2. 生活環境、農林水産業、生態系に対する被害の防止
(**有害鳥獣捕獲**)→これのみ市町村に権限委譲(鳥獣を限定して)
3. 第二種特定鳥獣管理計画による個体数調整(数の調整)
4. 鳥獣の保護及び管理に関する行政事務の遂行
5. 傷病鳥獣の保護
6. 博物館、動物園などの施設での展示
7. **愛がんのための飼養(平成24年4月1日から許可しない)**
8. 繁殖している鳥類の近親交配の防止
9. 鵜飼漁業への利用
10. その他公益上必要な場合など

許可主体

捕獲する場所、捕獲する鳥獣、捕獲方法によって、
環境大臣、県知事、市町村長に分かれる

許可申請者

個人、又は法人（国・地方公共団体・農協・漁協・森林組合・認定鳥獣捕獲等事業者等）

- ・ 個人には許可証を発行
- ・ 法人には代表者に許可証、従事者に従事者証等を発行。

許可による鳥獣の捕獲

有害鳥獣捕獲

市町村長による許可（国設鳥獣保護区除く）

ゴイサギ、コウライキジ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワウ、コサギ、ドバト、ノウサギ、台湾リス、アライグマ、タヌキ、キツネ、イタチ、ミンク、**イノシシ(イノブタ)、ニホンジカ、ヌートリア、ニホンザル**

キジバト、スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ドバトの卵

上記の鳥獣以外は県知事許可又は環境大臣の許可となります。

奈良県では有害鳥獣捕獲の実施者については、原則、**狩猟免許を取得し、一定期間以上狩猟者登録を行っている狩猟者**についてのみ認めている。

有害鳥獣捕獲の従事者要件の緩和

平成23年度からの措置

- ①農林業従事者が
- ②自己所有の田畑、森林で
- ③はこわなを用いて捕獲する場合は
- ④3千万円以上の保険の加入を条件に
- ⑤狩猟免許取得1年生でも可とする
→有害の許可を取得できる

イノシシ、ニホンジカは市町村長の許可なので
詳しくは市町村農林業担当課にお尋ねください。

許可による鳥獣の捕獲

許可捕獲時に表示する標識

法9条12項
規則7条17項・18項

奈良県知事(〇〇市町村長)による鳥獣捕獲許可						
許可証 番号	奈良〇〇号	許可期間	平成	年	月	日から
			平成	年	月	日まで
許可 鳥獣名	ニホンジカ イノシシ	捕獲方法	くくりわな			
住所	奈良市登大路町30番地					
氏名	奈良 太郎					

材質: 金属またはプラスチック

1文字の大きさ: 縦横1cm以上

許可による鳥獣の捕獲

愛玩のための飼養

法8条
法9条・規則5条

○愛がんのための飼養の許可は

平成19年度から**メジロのみ**（以前はメジロ、ホオジロのみ）

平成24年度からは**一切許可しない** →環境省の方針

○すでに許可を取得して市町村に登録しているメジロは
死亡するまで飼養可能

（毎年市町村で確認して登録の更新が必要）

○平成19年度から輸入した野鳥には足輪を装着することが
義務づけられている（メジロ他20種）

狩猟免許試験について



今後の予定（狩猟までの流れ）

狩猟免許取得促進講習

5月と8月に開催

狩猟読本
P. 190～195

狩猟免許試験直前講習

猟友会主催の受験対策の講習会です。

6月と9月に開催（有料）

狩猟免許試験

6月、9月、12月（年3回実施）

※12月は「わな猟免許」のみ

免許取得

狩猟者登録

狩猟を行う都道府県に登録が必要です。

狩猟へGO！

狩猟できる期間は11月15日～翌年2月15日
イノシシ、ニホンジカは3月15日まで延長しています。

3年後、更新審査

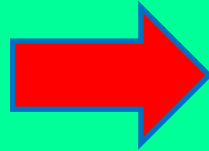
免許更新

免許の有効期間は3年です。

免許試験について

午前

知識試験

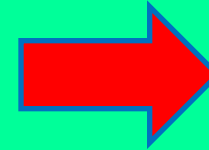


法令

鳥獣

取得しようとする免許の種類に関すること

適性試験



視力検査、運動能力検査 等

合格発表

不合格

ご帰宅

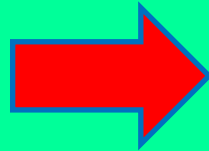
合格

午後の試験受験

免許試験について

午後

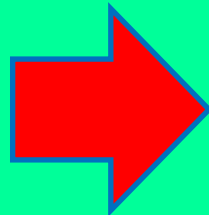
鳥獣判別



鳥獣の図画を見て、その鳥獣を判別

実技試験

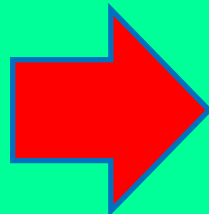
網猟免許



銃器及びわな以外の猟具(実物)を見て、当該猟具の使用の是非を判別

網の一つを架設

わな猟免許



わな(実物)を見て、当該わなの使用の是非を判別

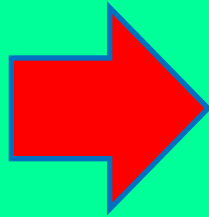
わなの一つを架設

免許試験について

午後

実技試験

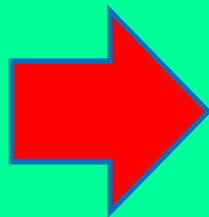
第一種
銃猟免許



模造銃を使用し、点検、分解及び結合、その他銃の取扱いの実演

距離の目測

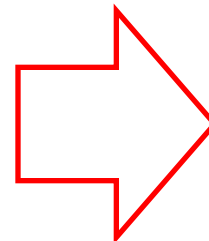
第二種
銃猟免許



模造銃を使用し、銃の取扱いの実演

距離の目測

合格発表



後日郵送

狩を行うには・・・



銃猟について

銃猟を行うには・・・

銃の所持許可

奈良県公安委員会
(窓口:各警察署の生活安全課)



第一種(第二種)銃猟免許

奈良県
農業水産振興課

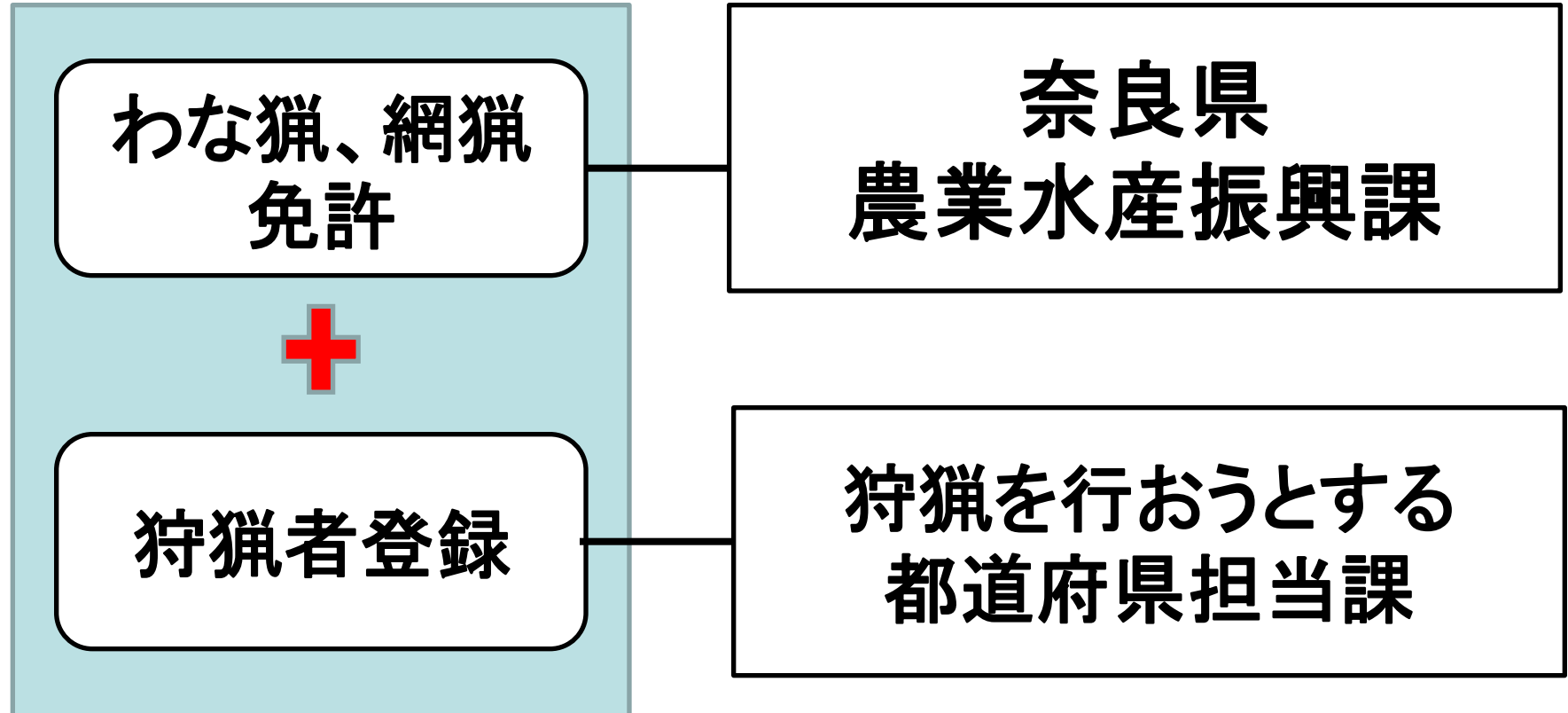


狩猟者登録

狩猟を行おうとする
都道府県担当課

わな猟、網猟について

わな猟、網猟を行うには・・・



※ 法定猟具の所持に関する許可は不要

狩猟における留意事項

まとめ

- ・この留意事項等は、概要であり全ての留意事項を説明したものではありません。
- ・実際に狩猟される場合は、免許取得、狩猟者登録の上、狩猟読本等をよく読んでいただき安全かつ適正な狩猟をお願いします。

